

## 令和2年第1回教育委員会臨時会会議録

### 1. 開会日時及び場所

開会 令和2年3月26日(木)午後2時00分

場所 能勢町役場南館教育委員会室

### 2. 出席委員

教育長 加堂 恵二 職務代理者 中澤 安弘 委員 市村 依子

委員 堀口 美和子 委員 畠中 勝身

### 3. 事務局職員出席者

教育次長 寺内 啓二、生涯教育課長 古畑 まき、学校教育課長 辻 新造、

教育総務係長 大植 信洋

### 4. 議事の次第

寺内次長

<開会>

加堂教育長

<挨拶>

3月13日の定例会に引き続き、本日は臨時会となります。年度末にしか諮れない案件がありますのでよろしくお願いします。

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。入学式についても先日開催した卒業式と同じように、新入生と保護者そして教職員で行う予定です。新学期については、通常どおりを予定していますが、これも状況によります。状況の推移を確かめながら、いろいろと対策を考えていかなければなりません。それでは臨時会を始めてまいります。本日は多くの案件がありますがよろしくお願いします。

会議録の署名について、第1回臨時会会議録署名委員は市村委員にお願いします。

加堂教育長

それでは議事に入ります。

議案第5号「令和2年度能勢町教育基本方針の策定について」、事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、能勢町総合計画や能勢町教育大綱を受けて、教育委員会としての基本的な方針として毎年度定めているものです。

これまでから、この方針については、大阪府教育委員会から毎年示される「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を参考に、前年度までの方針に加筆修正する形で策定してきました。今回も基本的にはその形を踏襲して進めてきたところです。

昨年度と同じく、基本方針から重点施策までの構成としています。このうち、

重点課題及び重点施策については、9つの重点課題と30の重点施策を設定しており、昨年度と同様となっています。

内容については、先日の第3回定例会のその他のところで概要説明をさせていただきました。その後、委員の皆さんから意見、指摘等をいただきました。いただいた意見等については、基本的には反映させていただくこととして臨んだところですが、中には反映されていない部分もあります。これについては、事務局においてその内容を十分精査したうえでのことですので、了承いただくようお願いします。

(修正箇所について、資料に基づき順番に説明)

用語解説については、できるだけページ数を増やさないという考えから、フォントを小さくさせていただいています。また、今後については、目安として3年程度連続して掲載した用語については、次年度からは、この用語解説から削除することとして、無制限にこの項目数が増えていかないようにしたいと考えています。

次に、別冊1の「能勢ささゆり学園に対する指導・助言事項」については、基本方針の重点課題、重点施策に基づき、事務局として、小中学校で特に取り組んでもらいたい、そして、事後に、その実施状況等を確認、検証したいと考える項目に絞ってまとめたものです。昨年度と比べて項目数が1つ増え、全部で60項目としています。「ICT教育環境整備と情報活用能力の育成」のところで項目を1つ追加しています。これについては、今後児童生徒1人1台端末の整備に取り組んでいくに当たり、国から求められることとなりましたフォローアップ計画の策定等について記載したものです。その他については、基本的に昨年度とほぼ同様の項目としているところです。

次に、別冊2の「令和2年度に取り組む主な事業」については、昨年度と同様、点検・評価結果報告書で作成している調書に沿った形で、令和2年度に取り組んでいくこととしている事業をまとめたものです。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第5号「令和2年度能勢町教育基本方針の策定について」、質疑をお願いします。

畠中委員

3ページ「小中高一貫教育」の表記が「小中校一貫教育」となっていますので修正願います。

寺内次長

修正します。

加堂教育長

4ページ「地域とともにある学校づくり」の「り」が印字されていないので修正してください。

寺内次長	修正します。
加堂教育長	1 ページ「まちづくりは人づくり」はカラーであれば良いですが、モノクロでは読みづらいと思います。
寺内次長	読みやすくなるよう工夫します。
畠中委員	別冊1の6ページ、児童虐待の防止のところで、情報提供を1か月に1回行うとありますが、情報提供だけしかしていないのですか。
辻課長	情報提供だけでなく、対象となる児童については、関係機関で情報を共有し対応しています。
寺内次長	「情報提供」を「情報共有」とし、前後の文言も含めて修正をします。
市村委員	8ページのGTECですが、ジーテックというふりがなを付けると良いと思います。
寺内次長	追加します。
畠中委員	13ページに「教員」と「教職員」という表記があります。違いはありますか。
加堂教育長	教員は先生、教職員は学校に勤務する先生を含めた全ての職員として使っています。
寺内次長	「教職員」で統一します。
加堂教育長	他に質疑ありませんか。ないようですので、修正のうえ、承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	議案第5号「令和2年度能勢町教育基本方針の策定について」、承認します。
加堂教育長	続きまして、議案第6号「能勢町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正について」、事務局の説明を求めます。
寺内次長	本件については、昨年12月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部を改正する法律に伴い、所要

の改正を行うもののほか、条文中の不備を改めることについて、承認を求めるものです。

第2条及び第3条の改正については、条文中に不備があることを発見したことに伴う改正です。

次に、第6条については、昨年12月の給特法の改正により、国において、新たに教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定することが定められました。その指針において、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることが示されたことを受け、本規則に第6条の条文を追加することとするものです。

その内容については、国から示されたひな形に準じて、時間外在校等時間の上限を、臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合も含め、1月について45時間あるいは1月について100時間未満などと定め、教職員の時間外在校等時間がその上限の範囲内となるよう、教育委員会が業務量の適切な管理を行っていくことを定めようとするものです。

なお、国が定めた指針には、留意事項として、規則で定める上限時間について、その時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではないことや、上限時間を遵守するためだけに業務を持ち帰って行うようなことは厳に避けること、上限時間の範囲内とすることが目的化して、実際より短い虚偽の時間を記録に残すようなことがあってはならないことなどが定められており、これらのことに十分留意する必要があると考えるところです。

本件改正の施行期日については、来月1日からとしています。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第6号「能勢町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正について」、質疑をお願いします。

堀口委員

第6条第2項第3号の規定の内容が分かりにくいので説明してください。

寺内次長

国の指針の第3(3)ニに該当するもので、連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間80時間を上限時間としたものです。

例えば、ある月の時間外在校等時間が90時間となって、第6条第2項第1号の規定を満たしたとしても、その前の月の時間外在校等時間が90時間であった場合、2箇月の平均が90時間となってしまう、同項第3号に反することになるということです。

市村委員

昨年の辞令交付式で新任の先生に働き方改革のアイデアを求められていました。このような取組は継続していただきたいです。何か新たな取組は出てきてい

	ますか。
辻課長	超過勤務は減ってきています。学校行事の見直しもされています。ライフスタイルを変化させた教員もおり、効果は少しずつ出てきています。
中澤職務代理者	管理職、特に教頭の勤務時間が長くなっていると考えています。教育委員会としても支援をしていただきたいです。
畠中委員	この規則の内容を守れない場合もあると思いますが、その場合、罰則等はあるのでしょうか。
寺内次長	罰則はありません。教育委員会が学校の状況を把握し、在校等時間の長時間化を防ぐ取組や環境整備を行うこととなります。
加堂教育長	学校が、これまで行ってきた行事を廃止するという事は非常に勇気がいることです。しかしながら、1ビルド2スクラップの取組を実践しないとなかなか勤務時間の短縮につながりません。勤務時間の長い教員には校長から指導をしているところですが、引き続き働き方改革に向け取組を進めてまいります。
加堂教育長	他に質疑ありませんか。ないようですので、承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	議案第6号「能勢町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正について」、承認します。
加堂教育長	続きまして、議案第7号「能勢町学校運営協議会規則の改正について」、事務局の説明を求めます。
寺内次長	<p>本件については、地域学校協働活動を一層推進していくことの取組の一環として、学校運営協議会の体制の整備に関し所要の改正を行うこととするほか、法律の改正に伴う改正、条文中の不備をたすための改正を行うことについて、承認を求めるものです。</p> <p>第1条の「47条の6」を「47条の5」に改めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により条番号が1つ繰り上がることとなったため、本規則においても改正するものです。</p> <p>「。以下「法」という。」部分の削除については、不備をたすものです。</p> <p>第8条、第11条及び第12条の改正は、学校運営協議会の体制整備に係るものです。まず、第8条については、これまで校長が学校運営協議会の委員として</p>

参画していたところですが、一方で校長は、学校の基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る立場でもあることから、事務局において検討した結果、委員として参画するのではなく、事務局の長として協議会に関わってもらふべきと判断し、第1項第4号の規定を削除することとするものです。ただ、将来的に、やはり校長も加わってもらふべきとなった際には、改正後の第8条第1項第4号において「対象学校の教職員」とする規定があることから、その中で読むことができ、十分対応できると考えるところです。

第11条の改正については、第8条の改正に伴う号番号の整理です。

第12条については、現行、副会長は1名のみとする規定となっているところ、協議会の判断により複数名とすることを選択することができるよう改正を行うものです。

この規則改正の施行期日については、来月1日からとしています。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第7号「能勢町学校運営協議会規則の改正について」、質疑をお願いします。

中澤職務代理者

対象学校の教職員は校長以外の教員が協議会に参画するということでしょうか。

寺内次長

お見込みのとおりです。

加堂教育長

他に質疑ありませんか。ないようですので、承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

議案第7号「能勢町学校運営協議会規則の改正について」、承認します。

加堂教育長

続きまして、議案第8号「能勢町教育委員会事務点検評価委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

寺内次長

この議案第8号から第10号までについては、いずれも本年3月末をもって任期満了となることに伴い、次期の委員として来月1日付で委嘱を行うことについて、承認を求めるものです。

まず、事務点検評価委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定において、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされていることから、本町では、平成26年4月から、定数を2人以内、任期を2年以内として、委嘱を行ってきました。

次の委員については、名簿に示しているとおおり、元関西外国語大学短期大学部教授の加堂裕規氏と大阪成蹊大学大学院、教育学研究科長の三村寛一氏のお二人にお願いしたいと考えています。このお二人におかれては、平成26年4月当初から事務点検評価委員として務めていただいております、引き続きお願いをするものです。

任期については、設置要綱第4条第1項の定めるところにより、令和4年3月31日までの2年とする予定です。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第8号「能勢町教育委員会事務点検評価委員の委嘱について」、質疑をお願いします。

加堂教育長

ないようですので、承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

議案第8号「能勢町教育委員会事務点検評価委員の委嘱について」、承認します。

加堂教育長

続きまして、議案第9号「能勢町文化財保護審議会委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件については、文化財保護審議会条例第3条の定めるところにより、名簿に掲げる5人の方に委嘱することについて、承認を求めるものです。

名簿の一番上、重金誠さんが新任で、他の4人については再任です。選出区分については、条例第3条第2項に2つ設けられているところ、名前の右側に、それぞれの区分に該当するかを記載しています。

任期については、条例第3条第3項の定めるところにより、令和4年3月31日までの2年です。

加堂教育長

説明が終了しました。

議案第9号「能勢町文化財保護審議会委員の委嘱について」、質疑をお願いします。

加堂教育長

ないようですので、承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

議案第9号「能勢町文化財保護審議会委員の委嘱について」、承認します。

加堂教育長 続きまして、議案第10号「能勢町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題にします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、堀口委員には退席いただくようお願いします。

加堂教育長 議案第10号「能勢町スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局の説明を求めます。

寺内次長 本件については、能勢町スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条に定めるところにより、名簿に掲げる12人の方に委嘱することについて、承認を求めめるものです。

今回、12人全員が再任となっています。

任期については、規則第4条第2項の定めるところにより、令和4年3月31日までの2年です。

加堂教育長 説明が終了しました。  
議案第10号「能勢町スポーツ推進委員の委嘱について」、質疑をお願いします。

加堂教育長 ないようですので、承認してよろしいですか。

一同 異議なし。

加堂教育長 議案第10号「能勢町スポーツ推進委員の委嘱について」、承認します。

加堂教育長 堀口委員に、席にお戻りいただくようお願いします。

加堂教育長 続きまして、これから議案第11号及び議案第12号の審議に入るわけですが、これらの議案については人事案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、非公開としたいと思います。ご異議ありませんか。

一同 異議なし。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、これより非公開

議案第11号「能勢町教育委員会事務局職員の人事異動について」承認



議案第12号「能勢町立能勢小学校及び能勢中学校の教職員の人事異動について」承認

これより公開

加堂教育長

その他に入ります。事務局から何かありますか。

寺内次長

- ・新型コロナウイルス対策に係る能勢町立小中学校の対応について説明
- ・令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について説明
- ・能勢町立能勢小・中学校 スマホ・携帯電話 校内持ち込みに関する規定(最終案)について説明

加堂教育長

他にありませんか。  
ないようですので、本日の臨時会は終了します。

(閉会 午後3時25分)